

5 G活用研究開発等支援補助金交付要綱

(通則)

第1条 5 G活用研究開発等支援補助金（以下「補助金」という。）の交付については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）によるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義等)

第2条 この要綱において「中小企業者」とは、岡山県内（以下「県内」という。）において事業を行う次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- (1) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下（県内に本店を置く会社にあつては、5億円未満）の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下（県内に本店を置く会社及び個人にあつては、500人以下）の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第5号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (2) 資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、卸売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (3) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人であつて、サービス業（第6号に掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (4) 資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人であつて、小売業に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (5) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下（県内に本店を置く会社にあつては、5億円未満）の会社並びに常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人であつて、ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの
 - (6) 資本金の額又は出資の総額が3億円以下（県内に本店を置く会社にあつては、5億円未満）の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下（県内に本店を置く会社及び個人にあつては、500人以下）の会社及び個人であつて、ソフトウェア業又は情報処理サービス業に属する事業を主たる事業として営むもの
- 2 この要綱において「大学等」とは、知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第3項に規定する大学等をいう。
- 3 この要綱において「他の事業者」とは、補助事業者以外の、日本国内において事業を営み、本社を置く法人又は個人であるものをいう。ただし、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第8条で定義されている親会社、子会社、関連会社、関係会社は除くものとする。
- 4 この要綱において「5 G」とは、第5世代移動通信システムのことをいう。
- 5 この要綱において「5 Gオープンラボ」とは、岡山リサーチパークインキュベーションセンター（以下「ORIC」という。）において5 G通信環境を備えた研究室（113号室）のことをいう。
- 6 次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付対象としない。
- (1) 県税及び手数料を滞納している者
 - (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）
 - (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
 - (4) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付の目的)

第3条 この補助金は、アフターコロナを見据え、5 Gオープンラボ等を活用して行う、IoT時代の先進かつ重要な通信基盤となる5 Gを活用したIoT技術等の研究開発又は当該研究開発を行うために必要となる実証実験、試作研究等（以下「研究開発等」という。）を行う中小企業者（以下「補助事業者」という。）の当該経費の

一部を補助することにより、生産性の向上や新たな価値・サービスの創出を図るとともに、当該モデルの横展開による県内企業のデジタル化の促進と疲弊した県内産業の回復、底上げを図ることを目的とする。

(交付対象事業の内容等)

第4条 この補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容等は別表のとおりとし、知事が必要かつ相当と認めたものについて、予算の範囲内で補助金を交付する。

(交付の申請)

第5条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出しなければならない。

(交付の決定)

第6条 知事は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、相当と認められたときは補助金の交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2号）により当該補助金の申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、知事は、必要があると認めるときは条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、前条の規定による補助金交付決定の内容又はこれに付された条件に対し不服があり、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受領した日から起算して20日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の内容又は経費の配分の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容又は経費の配分の変更をしようとするときは、あらかじめ補助事業変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 知事は前項の承認に際し、必要に応じて条件を付し、又は当該条件を変更することができる。

(軽微変更)

第9条 前条第1項ただし書の「軽微な変更」とは、次の各号に掲げるものをいう。ただし、補助金申請額の増額を伴う場合については、この限りでない。

(1) 補助対象経費の各経費区分間の配分をいずれか低い額の20%以内（当該経費区分の20%に相当する額が20万円以下の場合は20万円）で変更する場合

(2) 補助の目的及び補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の原材料の数量、機械装置等の仕様の変更、その他補助事業の細部を変更する場合

(補助事業の廃止)

第10条 補助事業者は、補助事業を廃止しようとするときは、あらかじめ補助事業廃止承認申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は、補助事業の遂行が困難になったときは、速やかに、補助事業遅延等報告書（様式第5号）を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したとき、第10条の規定による廃止の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日又は補助金交付決定年度の3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第13条 知事は、前条の規定による補助事業実績報告書の提出があった場合には、必要な検査を行い、当該補助事業の実施結果が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、確定通知書により補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(補助金の概算払及び精算払の請求等)

第14条 補助事業者は、補助金の概算払又は精算払を受けようとするときは、補助金概算払(精算払)請求書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消等)

第15条 知事は、第10条の規定による補助事業の廃止の申請があった場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取消することができる。

2 知事は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還が期限内になされない場合、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、年10.95%の割合で計算した額の延滞金を徴するものとする。

(証拠書類の保存)

第16条 補助事業者は、補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、それらの書類を補助事業の完了した日の属する県の会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(報告の徴収等)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者から報告を求め、又は職員に調査若しくは検査をさせることができる。

(財産の処分及び管理)

第18条 補助事業者は、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年を経過する日以前に、補助金により取得し又は効用が増加した財産(以下「取得財産等」という。)を、補助金の目的に反し使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し(以下「処分」という。)ようとするときは、あらかじめ、取得財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出しその承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が50万円未満のものはこの限りでない。

2 知事は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより、当該補助事業者収入があったときは、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることができる。

3 補助事業者は、補助事業が完了した後も、取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。

(産業財産権に関する届出)

第19条 補助事業者は、補助事業に基づく発明、考案、意匠の創作、回路配置の創作、著作物の創作等に関して、特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権又は著作権(以下「産業財産権等」という。)を補助事業の実施期間に出願し、登録し若しくは取得し、又はそれらを譲渡し、若しくは実施権を設定(以下「取得等」という。)したときには、遅滞なくその旨を記載した産業財産権等取得届出書(様式第9号)を知事に提出しなければならない。

(成果の発表及び普及)

第20条 補助事業者は、知事が補助事業の成果の発表及び普及を図るときは、これに協力しなければならない。

(雑則)

第21条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別 表

補助事業者	5Gを活用したIoT技術等の研究開発等を行う中小企業者	
事業内容	5Gオープンラボ等を活用して行う、5Gを活用したIoT技術等の研究開発等	
要件	①研究開発の拠点が県内であること。 ②アフターコロナを見据え、開発技術（製品・サービス）が、新たな価値・ビジネス創出の取組のモデルとして、他の県内企業へ波及効果をもたらすものと期待されること。	
補助限度額	1,000 千円	
事業期間	交付決定日から、交付決定日が属する会計年度の2月末日まで	
補助率	補助対象経費合計額の1/2以内 ただし、1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額	
補助対象経費	原材料費	開発、試作等を行うために直接必要な原材料、副資材及び消耗品の購入に要する経費
	機械装置費、工具・器具費	開発を行うために直接必要な機械・装置、部品、工具・器具、専用ソフトウェア等の購入、製作、借上げ、改良、修繕又は据付けに必要な経費 ※購入の場合は取得価格が50万円未満のもの
	外注費	補助事業の実施に直接必要となるシステムなどの開発、設計、調査分析等に係る外注経費 ※機械装置又は工具・器具を外注する場合を除く 【全補助対象経費の1/2以下】
	技術指導受入費	外部からの技術指導を特に必要とする場合、技術者等に支払う経費 【全補助対象経費の1/2以下】
	共同研究費	大学等又は他の事業者との共同研究契約等に基づき当該大学等又は他の事業者を支払う経費 ※現物支給する場合の消耗品費等を含む 【全補助対象経費の1/2以下】
	その他経費	その他知事が必要と認める経費

※消費税、振込手数料は補助対象経費に含まない。

※借上げに要する経費については、当該年度内支出部分のみを対象とする。

岡山県知事

殿

(住 所)

(申請者名)

(代表者名)

令和 年度5G活用研究開発等支援補助金交付申請書

上記補助金の交付について、岡山県補助金等交付規則（昭年41年岡山県規則第56号）第4条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 交 付 申 請 額 円

2 補助事業の内容 別紙「補助事業実施計画書」のとおり

3 添 付 書 類

- ・ 直近の決算関係書類（写）（法人事業概況説明書含む。）
- ・ パンフレット等会社の概要がわかるもの
- ・ 県税完納証明書
- ・ ORICの利用申請書（写） **(※) 5Gオープンラボを活用する場合のみ**
- ・ 誓約書（暴力団排除関係）

補助事業実施計画書

1 補助事業者の概要 (※採択された場合、公表する場合があります。)

本社所在地	〒 -		
名 称			
代 表 者	(役職)	(氏名)	
研究開発等 担当者	(役職)	(氏名)	
	(TEL)	(FAX)	
	(E-mail)		
研究開発拠点	(本社所在地と研究実施場所が違う場合のみ記載してください。) 〒 -		
資本金額	千円	常時使用する 従業員数	名
業 種		主な生産品目	

2 申請概要

研究テーマ名	(※採択された場合、公表されます。)		
研究開発等の 概 要	(※採択された場合、公表する場合があります。)		
※200字程度で簡潔 に記載してください。			
実施期間	令和	年	月 日 ~ 令和 年 月 日
総事業費	円	補助申請額	円

3 補助事業内容等 (必要に応じて適宜、行を追加してください。)

(1) 研究開発等の目標と課題

(ア) 研究開発等の目標

(イ) 市場ニーズ

(ウ) 従来技術等との相違

(エ) 研究開発等の課題 (項目は適宜追加して記載してください。)

(a)

(b)

(2) 研究開発等の具体的取組内容 (※ (1) (エ) の課題と対応するように記載してください。)

(a)

(b)

(3) 今回の開発成果の事業化計画及び効果予測

(ア) 事業化の内容

(イ) 事業化スケジュールの見込み (※補助期間終了後の事業化スケジュールを記載してください。)

(ウ) 売上等の見込み

(4) 事業実施体制

(ア) 本事業に従事する人員

研究開発担当職員 名 (うち専任 名)

その他担当職員 名 (うち専任 名)

計 名

(イ) 連携する企業 (※連携する予定がある場合のみ記載してください。)

(a) 企業名 (住所)

(b) 代表者名

(c) 業種及び主たる事業

(d) 従事人員

研究開発担当職員 名 (うち専任 名)

その他担当職員 名 (うち専任 名)

計 名

(5) 外注先 (※研究開発等の一部を外注する予定がある場合のみ記載してください。)

(ア) 外注先

(イ) 内容等

(6) 他からの技術指導又は協力 (※技術指導や協力を受ける予定がある場合のみ記載してください。)

(ア) 所属

(イ) 職名 氏名

(ウ) 指導又は協力を受ける事項

(7) 共同研究先 (※共同研究を実施する予定がある場合のみ記載してください。)

(ア) 機関名 :

(イ) 研究分担内容等

(ウ) 共同研究契約締結 (予定) 年月日 : 令和 年 月 日

4 経費の区分

(単位:円)

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助申請額	備考 (積算根拠)
原材料費				
機械装置費、 工具・器具費				
外注費				
技術指導受入費				
共同研究費				
その他経費				
消費税及び地方消費税				
合計				

※ 消費税及び地方消費税の額は補助対象経費に含まないので、補助申請に要する経費の各欄 (消費税及び地方消費税の欄及び合計の欄は除く。) には、消費税及び地方消費税の額を控除した額を記載すること。

令和 年度5G活用研究開発等支援補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった上記補助金については、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第5条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第7条の規定により通知します。

令和 年 月 日

岡山県知事

記

- 1 補助金の交付対象となる事業及びその内容は、令和 年 月 日付けで交付申請のあった令和 年度5G活用研究開発等支援補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。
- 2 補助対象経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補 助 対 象 経 費	金	円
補 助 金 の 額	金	円
- 3 補助対象経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、岡山県補助金等交付規則及び5G活用研究開発等支援補助金交付要綱で定めるところに従わなければならない。
- 5 補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことがある。

また、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときはその返還を行わなければならない。
- 6 補助事業が完了した後も取得財産等を善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効果的運用を図らなければならない。
- 7 知事が別に定める期間内に、取得財産等を処分しようとするときは、知事の承認を受けなければならない。

この場合において知事は、当該取得財産等が別に定める期間を経過している場合を除き、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度5G活用研究開発等支援補助金に係る補助事業（内容、経費の配分）変更承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業（内容、経費の配分）を下記のとおり変更したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により承認を申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 経費配分の変更
別表のとおり

別表（様式第3号関係）

（単位：円）

経費区分	補助事業に 要する経費	補助対象経費	補助申請額	備考（積算根拠）
原材料費	()	()	()	
機械装置費 工具・器具費	()	()	()	
外注費	()	()	()	
技術指導受入費	()	()	()	
共同研究費	()	()	()	
その他経費	()	()	()	
消費税及び地方消費税	()			
合計	()	()	()	

- 注) (1) 変更に係る参考資料等を添付すること。
(2) () 内は、変更前の数字を記載すること。

岡山県知事

殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度5G活用研究開発等支援補助金に係る補助事業廃止承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を下記の理由により廃止したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第10条の規定により承認を申請します。

記

1 テーマ名

2 理 由

3 廃止の時期

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度5G活用研究開発等支援補助金に係る補助事業遅延等報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業に係る事故について、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第12条第2項の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 テーマ名
- 2 補助事業の進捗状況
- 3 同上に要した経費
- 4 遅延の内容及び原因
- 5 遅延に対する措置
- 6 補助事業の遂行及び完了の予定

注) 遅延の理由を立証する書類を添付すること。

岡山県知事

殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度5G活用研究開発等支援補助金に係る補助事業実績報告書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助事業を令和 年 月 日付けで完了（廃止）しましたので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第13条第1項の規定により、下記のとおりその実績を報告します。

記

- 1 テーマ名
- 2 補助金交付決定額 円
- 3 補助事業の成果
別紙「補助事業実績報告書」のとおり

補助事業実績報告書

1 事業内容等

補助事業者名 及び代表者名	
連絡担当者	役職： 氏名： TEL： FAX： E-mail：

事業実施内容等（必要に応じて適宜、行を追加してください。）

- 1 事業内容
- 2 研究開発実施スケジュール
- 3 事業実施結果の概要
- 4 成果の事業化の見込み

外注事業の内容 (1) 外注先 (2) 住所 (3) 内容	(※研究開発等の一部を外注した場合のみ記載してください。)
外部からの指導受入等 (1) 所属 (2) 氏名 (3) 職名 (4) 指導等の内容	(※技術指導や協力を受けた場合のみ記載してください。)
共同研究 (1) 研究機関名 (2) 研究分担内容 (3) 契約締結日	(※共同研究を実施した場合のみ記載してください。)
実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

2 経費の配分

(単位：円)

経費区分	補助事業に 要した経費	補助対象経費	補助申請額	備考 (積算根拠)
原材料費				
機械装置費、 工具・器具費				
外注費				
技術指導受入費				
共同研究費				
その他経費				
消費税及び地方消費税		/	/	
合 計				

※ 消費税及び地方消費税の額は補助対象経費に含まないので、補助申請に要する経費の各欄（消費税及び地方消費税の欄及び合計の欄は除く。）には、消費税及び地方消費税の額を控除した額を記載すること。

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度5G活用研究開発等支援補助金概算払(精算払)請求書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金について、5G活用研究開発等支援補助金交付要綱第14条の規定により下記のとおり請求します。

記

金 円 也

- | | |
|-----------|---|
| 1 交付決定額 | 円 |
| 2 概算払受領済額 | 円 |
| 3 今回請求額 | 円 |
| 4 残 額 | 円 |

5 振込先

金融機関名、店舗名 :
預金種別 :
口座番号 :
口座名義 (カタカナ) :

岡山県知事 殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度5G活用研究開発等支援補助金に係る取得財産処分承認申請書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金に関し、取得財産等を次のとおり処分したいので、岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号）第20条の規定により、承認を申請します。

記

- 1 テー マ 名
- 2 品目及び取得年月日
- 3 取得価格及び時価
- 4 処 分 の 方 法
- 5 処 分 の 理 由

岡山県知事

殿

(住 所)
(補助事業者名)
(代表者名)

令和 年度5G活用研究開発等支援補助金に係る産業財産権等取得等届出書

令和 年 月 日付け、岡山県指令 第 号をもって交付決定の通知があった上記の補助金に関し、下記のとおり産業財産権等の取得等をしたので、5G活用研究開発等支援補助金交付要綱第19条の規定により、次のとおり報告します。

記

- 1 種 類 (産業財産権等の種類及び番号)
- 2 取得年月日
- 3 概 要
- 4 相手先及び条件 (譲渡及び実施権設定の場合)